

女性カップル なぜ産めないの？

「なぜ私たちは子どもを産んではいけないのか」——。第三者の精子や卵子を使った不妊治療などのルールを定めた特定生殖補助医療法案に、女性カップルらが疑問の声を上げている。生まれた子どもの「出自を知る権利」の保障が法案の目的だが、どんな問題があるのか。

●壁となる新法案

「大きなショックを受けています。何とか法案を止めてほしい」。関東地方で女性パートナーとともに育児をしている会社員のユリさん(30代、仮名)は憤る。

ユリさんは信頼できる知人男性から精子を提供してもらい、医療機関で補助医療を受けて妊娠、出産した。

育児に追われる日々は幸せに満ち、2人目も望んでいるが、「諦めないといけない瀬戸際にいる」(ユリさん)。

その理由は、法案が、補助医療を受けられるのを法律婚の夫婦に限っているためだ。

これまでも、対象を法律婚の夫婦に限る日本産科婦人科学会のガイドラインがあったが、強制力はなかった。このため独自の判断で、事実婚の夫婦や女性カップルらに補助医療を提供する医療機関があった。しかし法案が成立すると、ルールに違反した場合、補助医療を受けた人や提供した医療機関は、拘禁刑や罰金が科されることになる。

医療機関に頼らず、器具を



オーストラリアで提供精子による生殖補助医療を受けた際の医療シザを前にするレイコさん。「私たちには子どもを産む権利はないのでしょうか」と話した—関東地方で

使った精子を自己注入する方法もあるが、ユリさんには持病があり、難しいという。ユリさんは、すでに生まれた子どもたちが「違法な手段で生まれた」という偏見を持たれることも懸念している。

「今後不安を抱えながら育児をしなくてはいけなくなる。刑事罰まで科すのは、あまりに残酷ではないか」

●「国外でも閉ざす」

法案は、別の道も閉ざしている。国外で補助医療を受ける際にも、同じルールを適用すると定めたのだ。

関東地方で女性パートナーと暮らす会社員のレイコさん(30代、仮名)は、「生まれ

る子のために何も問題のないところ」と、日本に比較的近いオーストラリアに1カ月滞在し、現地の病院で補助医療を受けた。

海外には、ドナーの精子を保存して提供する精子バンクがあり、出自を知る権利を守るため、ドナーの情報を公開しているところも多い。レイ

コさんも、病院と提携する精子バンクから、片方の親が日本人というドナーを選んだ。ただ、つくった受精卵がうまく育たず、凍結保存に至らないまま帰国した。今国会で法案が成立したら、渡航しての再挑戦はできないと考えている。SNS(ネット交流サイト)などを使って個人でドナーを探す方法も耳にするが、レイコさんは断る。

「精子バンクを使い、医療機関を介した方が安心・安全

に産める。なぜ私たちはたとえとされるのかわからない」

●「法的に不安定」

なぜ法案は法律婚以外の人

たちを対象としたのか。法案を作った超党派議員連盟の秋野公造幹事長(公明党参院議員)によると、その理由は、第三者の提供精子で生まれた子どもの親子関係を初めて定めた民法の特例法(2020年成立)にさかのぼる。

特例法では、あくまで法律婚夫婦を前提に、精子提供で子どもが生まれた場合、ドナーではなく「(補助医療に)同意した夫」を父と定める。

一方、法律婚以外の場合の父子関係は「認知」によって成立するとされる。

つまり、法案で女性カップルらも対象になると、特例法で想定されていないためトラブルが生じるケースがあるというのだ。秋野氏は語る。「精子のドナーが認知して『父』になり得るなど、法的な親子関係が不安定になる恐れがある。そんな状況で法律婚以外の人たちを対象に入れるところまで踏み込めなかった」

国外のケースにも同じ原則を科すことについては「日本ではだめだが国外でどうぞ」とはできない」と説明した。

しかし、性的少数者らの全国組織「LGBT法連合会」の代表理事で、助産師でもある藤井ひろみ・大手前大学教授(看護学)は反論する。

「現に補助医療があって子どもたちが生まれ、家族としての営みがある。その入り口で国が介入し、婚姻しているかで線を引いて医療機関に門戸を閉じさせるのは恐ろしいことだ。産みたい人が安心して産めるように、法や制度を進めてほしい」

【藤沢美由紀・写真も】